

ASIAGAP審査員補ロードマップ

研修を受ける

- ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 解釈研修 合格 *1
- ASIAGAP 団体用管理点と適合基準 解釈研修 合格 *2
- ASIAGAP 審査員研修 合格 *3

認証機関にASIAGAP審査員補登録申請書*4と登録要件を証明する書類を提出し、証明印をもらう
提出書類

- (1) 総合規則11.1.4で求める学歴、教育歴、職務歴など
- (2) ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 解釈研修 合格（合格証のコピー添付）
- (3) ASIAGAP 団体用管理点と適合基準 解釈研修 合格（合格証のコピー添付）
- (4) ASIAGAP 審査員研修 合格（合格証のコピー添付）

日本GAP協会に登録申請を行う

（認証機関による登録要件確認済（押印済）の申請書＋添付書類を提出＋顔写真データ）

ASIAGAP審査員補

審査員補として登録され、審査員補カードが発行されます。

*1：ASIAGAP農場用管理点と適合基準 解釈研修は、JGAP指導員基礎研修+ASIAGAP基礎差分研修と読み替えます。

*2：ASIAGAP団体用管理点と適合基準 解釈研修は、団体認証研修と読み替えます。

*3：ASIAGAP審査員研修はJGAP審査員研修と読み替えます。

*4：ASIAGAP審査員登録はBⅠ、BⅡ、BⅢそれぞれのセクターごとに申請が必要となります。

ASIAGAP審査員登録拡大申請でセクターの拡大を行うこともできます。

（総合規則11.1.7および21JGF第6号ASIAGAP審査員登録要件に関する補足事項参照）

審査員に関する通知・レター類を発行している場合があります。
ウェブサイト（jgap.jp）に掲載しておりますのでご確認ください。



審査員カードの有効期限は1年となります。

有効期限前に更新手続きの案内をメールでお送りします。

メールアドレス変更の際は、日本GAP協会までメールにてお知らせください。

ASIAGAP審査員ロードマップ

- 認証機関と審査員契約を結ぶ
- 認証機関のもとで、審査員教育および審査実績（立会い審査）を積む
- 審査員になるために必要な研修を受ける

所属している認証機関にASIAGAP審査員登録申請書*5と
審査員登録要件を証明する書類を提出し、証明印をもらう

提出書類

- (1) 総合規則11.1.3で求める一般衛生管理とHACCPの教育・訓練コース（最低2日間）修了
（修了証のコピー添付）
- (2) 登録申請するセクターごとに3件以上の農場の審査を審査員または上級審査員が
立会い評価し、良好と認められた評価記録を添付
（3件以上のうち1件を異なる団体認証における2件以上のサイト審査に代えることができる）

日本GAP協会に登録申請を行う

（認証機関による登録要件確認済（押印済）の申請書＋添付書類を提出）

ASIAGAP審査員

審査員として登録され、審査員カードが発行されます。

*5：ASIAGAP審査員登録はBⅠ、BⅡ、BⅢそれぞれのセクターごとに申請が必要となります。
ASIAGAP審査員登録拡大申請でセクターの拡大を行うこともできます。
（総合規則11.1.7および21JGF第6号ASIAGAP審査員登録要件に関する補足事項参照）

審査員に関する通知・レター類を発行している場合があります。
ウェブサイト（jgap.jp）に掲載しておりますのでご確認ください。



審査員カードの有効期限は1年となります。

有効期限前に更新手続きの案内をメールでお送りします。

メールアドレス変更の際は、日本GAP協会までメールにてお知らせください。

ASIAGAP上級審査員ロードマップ

- 認証機関のもとで、審査員教育および審査実績（立会い審査）を積む
- 審査員になるために必要な研修を受ける

所属している認証機関にASIAGAP上級審査員登録申請書*6と
審査員登録要件を証明する書類を提出し、証明印をもらう

提出書類

- (1) 総合規則11.1.2で求めるIRCA/JRCA/RAB承認のマネジメントシステム審査員コース 合格
(合格証のコピー添付)
- (2) 個別審査 セクター2件以上合計15件以上の農場の審査実績及び団体事務局の審査2件
以上を上級審査員が立会評価し、良好と認められた評価記録を添付

日本GAP協会に登録申請を行う

(認証機関による登録要件確認済（押印済）の申請書+添付書類を提出)

ASIAGAP上級審査員

上級審査員として登録され、上級審査員カードが発行されます。

*6：ASIAGAP上級審査員登録申請書は審査ごとに分類と工程を○で囲んでください。
ASIAGAP審査員登録拡大申請でセクターの拡大を行うこともできます。
(総合規則11.1.7および21JGF第6号ASIAGAP審査員登録要件に関する補足事項参照)

審査員に関する通知・レター類を発行している場合があります。
ウェブサイト (jgap.jp) に掲載しておりますのでご確認ください。



審査員カードの有効期限は1年となります。

有効期限前に更新手続きの案内をメールでお送りします。

メールアドレス変更の際は、日本GAP協会までメールにてお知らせください。